

れんげ作業所は、皆様方もよく御存じのように、障害者の皆さんが安心して社会復帰に向け働ける唯一の場所です。このれんげ作業所で働いている人たちは、退所することは少ないと聞いております。また、来年度以降の入所希望者を受け入れなければならないと考えます。現施設では、作業室はもちろん、脱衣室も一人で満員となり、便所も同様の状態で、しかも年ごろの男女が一緒とは、職員の方の御苦勞も並大抵ではないと、心から御苦勞に対し敬意を表するものであります。

また同時に、作業所を取り巻く環境は、建設当時と違い交通量も多くなり、出入口も非常に危険を感じるところとなり、敷地、あるいは建物の構造上からも限界だと思われれます。一日も早く抜本的な解決策に取り組む状況かと存じます。市にも将来総合福祉センターの構想があることは十分承知しておりますが、これとて早急には無理かと思えます。身障者も人であります。もっといい環境で社会復帰できるように、恒久的な施設を早期建設するお考えがあるかどうか、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

次に、市発注工事について。

毎年二、三月になると、年度末を迎え官公庁工事は繁忙を極め、突貫工事も出てくるが、その上この時期は次年度の工事予算など、市側も大変であろうかと思えます。建設工事につきましては、大規模プロジェクトの場合は防衛補助などの事業もあり、独自で発注することは困難ですが、少なくとも市独自で発注する工事は、なるべく平均した発注をすべきと思うが、どうか。また、補助事業の多い当市にとって、補助決定が夏から秋にずれ込むための発注がどうしても遅くなってしまうわけですが、工事推進上、上級官庁に働きかける必要があると思いますが、現況はどうかお尋ねいたします。

以上、壇上の質問を終わります。

(市長 石川彌八郎君登壇)

○市長(石川彌八郎君)

御指名をいただきましたので、佐藤議員さんの御質問に答弁をさせていただきます。

第一点の米通りの騒音公害について御答弁申し上げます。米通りの交通量につきましては、担当の部長からお答えいたさせます。私の方からは騒音測定器の設置についての御答弁を申し上げます。

御指摘のように、米通りの交通量は、かつてと比べますと大変多くなってきております。そこで、米通りは都道で

ございますところから、これまでも東京都にお願いをいたしまして、路面の改修とか植栽などを要請してまいったところでございます。そして現在それが実現してきたところでございます。

さて、御提案の測定器の設置でございますが、日常的にはいろいろなことが複合しまして、福生市の総合的な騒音となつてあらわれていることかと存じます。毎年事務報告書をもって報告しておりますように、福生市の環境騒音を測定いたしておりますが、近ごろは自動車騒音が全体的に大きなウェートを占めておるようでございます。また、御指摘の飛行騒音もそれに加わりまして、違った影響が出てまいることと思われれます。これまでも福生市といたしましては、交通騒音につきましては、交通量の激しいところで測定を実施しておりますが、今後とも同様な方向で実施してまいりたいと存じております。また、飛行騒音との競合につきましては、状況を見ながら固定装置の必要性などを検討いたしてまいりたいと存じます。そのほか、事業所などからの騒音などは、苦情処理の中で適切に対応してまいりたいと存じております。よろしく御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、れんげ作業所について。恒久的な移設の考えについての御質問でございますけれども、れんげ作業所は市民を初め地域の皆様の温かい御理解と御支援をいただき、順調に運営をされておるわけでございますが、現状、あるいは今後の入所者を考えますと、現施設での運営は極めて困難な状況であり、まさに御指摘のとおりであろうかと存じます。私も深く認識をいたしておる次第でございます。これから、これらの問題を解決すべく、福祉部を中心に関係部課と十分協議をいたしまして、早急に具体的な取り組みができるよう、前向きに努力をしていきたいと、かように思っております。よろしく御理解をお願いできますればと存じます。

それから次に、この建設工事の発注についての御質問でございますけれども、最初に市単独工事の早期発注について御答弁申し上げます。まさに御質問のとおりでありまして、特に道路の事案につきましては、市民の生活環境を保護する立場から、年間を通じて平均化して発注しなければならないと考えております。この機会に現状について申し上げますと、道路関連では道路調整会議を開きまして、道路を占有する関連業者との調整をして工事を行うようにしておりますので、同一場所においては舗装工事などが後になることは避けられません。また、学校関係工事につきましては、児童生徒の関係から夏休みや、あるいは年度末に近い三月でないと工事のできないものもございます。さらに、年度末になりますと、市民からの要望のうち比較的工事量の少ない工事につきましては、入札差金を利用して

発注しているのが現況であり、年度後半に事業が集中する原因にもなっているわけでございます。今後極力工事の平均化に努めることはもちろんですが、年度後半発注を避けられない工事につきましては、業界にも努力をしていただくと同時に、市においては他との関連のない工事につきましては、年度平均化に向けて一層の努力をしてまいりたいと存じますので、御理解のほどをお願いいたします。

続きまして、補助事業に対する関係官庁への働きかけでございますけれども、一般的な工事発注では、大きな補助事業になりますと、前年度設計をいたしておきまして、四月に入りまして設計単価の入れかえなどを行いついて、関係機関からの交付決定をいただいてから現場説明、入札となりますので、順調にいきましても請負業者が決定されるのは七月ごろとなります。また、当年度設計では、調査設計で三ヶ月は必要ですから、業者が決定されるのは九月が最短距離であります。また、同一年度に調査設計を含めた補助を含める場合には、四月に交付決定をいただきたいのですが、関係機関との調整もあり、現在行われている発注時期となるわけでございます。いずれにいたしましても、もう少し早期に工事発注ができるよう、内部努力をすると同時に関係機関とも協議をしていきたいと思つたので、よろしくお願いいたしますと存じます。

以上で佐藤議員さんの一般質問に対します御答弁とさせていただきます。以上でございます。

○市民部長（小野光朗君） それでは、栄通りの最近の交通量の測定の調査報告というふうな御質問でございますので、御答弁申し上げます。

これは昨年の十二月の十四日から二十日までの二十四時間の調査でございます。七日間でございますけれども、これは福生の市役所の前で行いまして、羽村方向へ行くのと熊川方向へ行くものとの両方の合計でございます。これで見ますと、七日間の合計で十六万五千九百九十一台というふうなことになります。それで、七日間を一日平均に戻しますと、二万三千五百九十八台。それから平日の平均は、五日間でございますけれども、二万四千二百七十三台というふうなことでございます。よろしくお願い申し上げます。

○七番（佐藤慶二君） 自席からお許しいただきました。再質問させていただきます。

公害対策につきまして、御説明ありがとうございます。いずれにいたしましても、市民の健康、交通事故、建物損傷などの被害も多くなっております。地価高騰の折、道路行政も大変なことと存じますが、早急に測定器などを市

役所の上下に固定し、設置し、騒音、大気など常時測定できるように対策をお願いいたします。

次に、れんげ作業所につきましては、毎年人員がふえてくることと思つています。そのときそのときの対応でなく、広い作業所、広い庭で日光浴ができるよう、また職員、先生方とも個々の話し合い、父母との相談などができるような部屋、男女別の便所など、衛生的な料理実習ができるよう、いい環境、いい施設で一日も早く本来の目的であります社会復帰ができるのではないかと思いますので、早急にこの問題についての解決に特段の御配慮を要望いたします。

次に、市発注の工事につきましては、種々御事情もあるかと思つていますが、年度末になりますと要するに昨年度の単価ですか、そうすると人件費、材料費など高騰する場合があります。特に人手、特別発注製品などは期日に間に合わない場合も出てまいります。最近では、東京都及び各市町村につきましても、非常に不調工事も多くなつております。市でもいろいろ御計画があるかと思つていますが、それがやはりまとまらないと困る場合もありますので、また今後各社とも週休二日制に移行するようですので、この点余裕を持って発注し、市民の要望に早期にこたえるようお願いしたいと思います。去る三月一日に、工事発注報告書を見ますと、現在までに発注件数は三十五件ほどにわたり工事期間が二ヵ月以内ということが大分多いようでございます。市担当職員も、工事者も週休どころか月休一日、徹夜作業もしなければならぬこともあり得ることも出てくるのではないかと思います。どうか事情の許す限り、早期発注に御努力いただきますように要望いたします。

どうか、これら三点の問題につきましては前向きでなく、がっちり四つに組んで対応していただきますよう強く要望申し上げます。私の質問を終わります。大変ありがとうございます。

○議長（村尾栄次君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よつて、本日はこれをもって延会とすることに決定いたしました。

なお、次回の本会議は、三月八日午前十時から開きます。
本日はこれをもって延会いたします。

午後五時十六分 延会

福総庶癸第三千百八十一号

平成元年二月二十八日

福生市長 石川 彌八郎 印

福生市議会議長

村尾栄次殿

平成元年第一回福生市議会定例会の招集について

平成元年二月二十八日付け、福生市告示第九号（別紙参照）をもって、平成元年第一回福生市議会定例会を招集したので通知します。

写

福生市告示第九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第二項の規定に基づき、平成元年
第一回福生市議会定例会を次のとおり招集する。

平成元年二月二十八日

福生市長 石 川 彌八郎 印

一 期 日 平成元年三月七日
二 場 所 福生市議会議場

写

福総庶発第三千八百八十二号

平成元年二月二十八日

福生市長 石 川 彌八郎 ㊟

福生市議会議長

村 尾 栄 次 殿

議案の送付について

平成元年第一回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を送付します。

一 議案第十三号 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条

例の一部を改正する条例

二 議案第十四号 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

三 議案第十五号 福生市敬老金条例の一部を改正する条例

四 議案第十六号 福生市心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

五 議案第十七号 福生市特殊疾病患者福祉手当条例の一部を改正する条例

六 議案第十八号 福生市の緑を守り育てる条例の一部を改正する条例

七 議案第十九号

福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例

八 議案第二十号

福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

九 議案第二十一号

福生市国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例の一部を改正する条例

十 議案第二十二号

福生市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例

十一 議案第二十三号

福生市都市公園条例の一部を改正する条例

十二 議案第二十四号

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除に関する条例

十三 議案第二十五号

福生市中学校給食審議会条例

十四 議案第二十六号

昭和六十三年年度福生市一般会計補正予算（第五号）

十五 議案第二十七号

昭和六十三年年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第五号）

十六 議案第二十八号

昭和六十三年年度福生市下水道事業会計補正予算（第四号）

十七 議案第二十九号

平成元年度福生市一般会計予算

十八 議案第三十号

平成元年度福生市国民健康保険特別会計予算

十九 議案第三十一号

平成元年度福生市老人保健医療特別会計予算

二十 議案第三十二号

平成元年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計予算

二十一 議案第三十三号

平成元年度福生市下水道事業会計予算

二十二 議案第三十四号

平成元年度福生市受託水道事業会計予算

二十三 議案第三十五号

市道路線の認定について

二十四 議案第三十六号

市道路線の廃止について

陳情第一一號

年金制度改悪に反対する意見書採択を求める陳情書

(陳情の要旨)

政府が検討している年金制度の改悪に反対する意見書を提出していただきたい。

(陳情の理由)

政府は、今国会に年金制度の抜本的改悪案を提案しようとしております。

その内容は、①国民年金の保険料は、既にことしの四月からの三百円の値上げが決まって(月額八千円となる)いるが、明年四月からは毎年月額四百円を五年連続で値上げする。

②厚生年金は、保険料率をことし十月から一般男子は、現行の一二・四%から一四・六%に、女子は、一一・七五%から一四・一%にした上、支給開始年齢を現行の男子六十歳、女子五十六歳を段階的に男子は、二〇一〇年、女子は二〇一五年までに六十五歳に先送りする。

③ 現在は、国民年金に任意加入となっている二十歳以上の学生も来年四月から強制加入にし、月額八千四百円月額十万円以上の負担を課す。

④ 鉄道年金の財政赤字を各種年金収入からプールして再配分する財政「調整」の仕組みをつくり国民負担で乗り切る、などであります。

こうした年金制度の改悪は、消費税の実施、それによる物価の値上げとともに国民の暮

らしを直撃することになります。

「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」と憲法にうたわれている国の責任を放棄するものと言わなければなりません。今日、多くの無年金者の存在、二、三万円という老齡年金、生活保障されない厚生年金のため自殺する老人も出るのが現実であります。

戦中戦後に生まれ、食料や物資不足の中で青春を送り、成長して、高度成長のために懸命に働いて「日本経済の発展」を支えて来た人々が、やっと年金を得ることができると思っていたのに、先へ延ばされてしまう。しかも、企業側では、定年の延長や再雇用制に否定的ないし消極的です。国と企業の責任は重大だと言わなければなりません。

政府の助成の拡大、企業負担の拡大による年金財源の安定的確保こそ緊急の課題であります。

以上、政府が検討している年金制度の改悪に反対する意見書を提出していただきたく陳情いたします。

平成元年二月二十日

陳情者

秋川市油平二四二一

全国年金者組合東京都本部西多摩支部

委員長 遠藤 寿雄 印

福生市議会議長

村尾 栄次 殿

陳情第一一二号

国民健康保険に関する陳情書

(陳情趣旨)

東京都は十二月の第四回定例会で、二十三区の特別区国民健康保険料の値上げ(①均等割を一人一万二千円から一万四千四百円の二〇%引き上げ②限度額を三十九万円から四十万円に引き上げ)を決定しました。この結果、一人当たり保険料は四万八千六百八十二円になり、「均等割」については一九七九年の三倍にも引き上げられることになります。

また、二十三区の値上げは三多摩の各市町村でも、値上げ水準に満たないところは「調整」の名で都の補助金を削られるということで、これを避けるために値上げをする自治体が出てくることが予測されます。なお、一九八九年度東京都予算では、市町村の国保事業に対する都の補助金を現行二分の一から四分の一に削減する内容になっており、この実施によって数十億円の影響も出てきます。国民健康保険の被保険者は高齢者と低所得者が多く、また、たび重なる国の制度改悪、国保補助率の引き下げなどにより、ただでさえ苦しい各市町村の国保財政を一層追い込むことになります。

この値上げによって保険料の滞納世帯の増加が当然予想されます。一九八七年四月の被保険者証の更新時には、滞納を理由に五万世帯に交付されず社会問題になりました。「均等割」の値上げは、二十三区の被保険者の四割を超す世帯が「均等割」のみであり、影響

が大きいと言わざるを得ません。

ところが、前回と同じように滞納世帯に被保険者証の不交付、「資格証明書」を発行する動きが各自治体に出てきています。

国民健康保険法は滞納者に対して被保険者証の返還措置と「資格証明書」の発行を行うことができるとの改悪が行われましたが、この措置も被保険者証を一たん交付することを前提にしています。被保険者証は必ず交付されるのが法律の趣旨です。このような動きは社会保障の一環として実施されている国民健康保険法の精神に反していると言わざるを得ません。

この返還措置と「資格証明書」の発行は厚生省の説明でも、いわゆる「悪質滞納者」に限ると説明されており、自治体の窓口に支払いに来ないことだけをもって「資格証明書」の発行を行うのはきわめて不当であります。

国保制度は、もともと国民皆保険制度の確立を目指して区市町村には強制実施、住民には強制加入を旨として発足したもので、国民の医療を受ける権利の保障を目指した制度です。また、制度の構成は低所得者や高齢者が多く含まれており、保険者である自治体はもとより国や東京都の積極的な財政負担が必要不可欠です。